

「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」表示要領

(趣旨)

第1 この要領は、岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度要綱（以下「要綱」という。）第13条第2項の規定に基づき、岬“ゆめ・みらい”サポート事業（以下「サポート事業」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(表示のデザイン等)

第2 第1の表示デザインは図1のとおりとし、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第3 マークは、岬町のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

1. 要綱第13条に基づき承認事業を実施する者
2. その他岬町長が認めた者

(マークの使用)

第4 第3に掲げる者は、要綱第13条第2項の規定に十分留意の上、承認事業の実施会場、承認事業にかかる物品等の本体、包装、承認事業を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。なお、この場合、事前にマークの使用内容を岬町長に届け出るものとする。

(苦情処理)

第5 マークを使用したものは、その使用に関して住民等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、岬町が定める。

附 則

この要領は、平成20年6月23日から施行する。

(図1) 岬“ゆめ・みらい”サポート事業マーク



岬町を象徴する町章を中心に据え、「山」（緑）と「海」（青）に囲まれた町を表現。また、町の未来と夢の実現を真珠を育てる貝のように大切にサポートする様子をイメージしデザイン化しています。